

合併協定書（関係部分抜粋）

22-17．建設関係事業

- 1 道路橋りょう整備事業については、合併後、新市建設計画に基づいて計画的に実施する。継続事業は新市において引き続き実施する。
- 2 町村道については、原稿どおり新市へ引き継ぐ。合併後の新市道の新規認定基準は合併時に再編・一元化する。
- 3 道路の除雪計画については、現行どおり新市へ引き継ぐ。合併の翌年度以降は新たな除雪計画を定め実施する。
- 4 急傾斜地崩壊対策事業については、継続中の事業は現行どおり新市へ引き継ぎ、地元分担金については、新市において決定した新規事業により徴収する。
- 5 吉田村発電所事業については現行どおり新市へ引き継ぐ。

22-18．水道事業

- 1 水道事業は次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 上水道事業については合併後に再編・一元化する。
 - (2) 簡易水道事業、飲料水供給事業については、合併後、調整が整った施設から順次統合する。
 - (3) その他の事業については、現行どおり新市へ引き継ぐ。
- 2 水道料金及び料金体系については、当分の間現行どおりとし、合併後に同一料金化へ移行できるよう努める。
- 3 加入分担金については、合併時に再編・一元化する。
- 4 工事負担金については廃止する。なお、合併時に拡張事業を実施中の水道事業については、事業終了時まで現行どおり引き継ぐ。
- 5 量水器の使用料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。合併後、水道料金の統一化と併せ統合・一元化する。
- 6 設計審査手数料、工事検査手数料については、合併時に統合・一元化する。

22-19．工業用水道事業

現行どおり新市へ引き継ぐ。

22-20．下水道事業

- 1 6 町村の公共下水道事業、農業集落排水事業、コミュニティプラント事業、簡易排水事業、合併処理浄化槽事業については、新市へ引き継ぐ。
- 2 公共下水道事業、農業集落排水事業、コミュニティプラント事業、簡易排水事業、合併処理浄化槽事業の使用料及び料金体系については、当分の間現行どおりとし、合併後に統一・一元化する。